

皆様へ

「北部開発土地区画整理事業区域内の小学校予定地の
土壌汚染処理に関わる件」

県からの資料をPDFでお送りします。本件は、「柏市が民間人の土壌汚染を公金で処理することは許されない」大変な問題であります。

12月1日の「広報かしわ」で秋山市長は「公益性があると」弁解していますが、汚染の実態や県と柏市との協議の状況などを整理してみれば、例え小学校建設が急がれる事情があるにしても、それだけで「公益性がある」とは言えず無理な話です。

とりわけ、柏市と千葉県の交換文書を見れば、公式に処理費用の額も費用分担も確定していない平成22年4月9日に浅羽副市長が「民間人の土壌汚染費用も柏市が負担する」ということを新聞発表したことは問題です。処理費用の額の決定はその後の平成22年11月4日です。柏市議会も無視したような副市長発言は議会制民主主義を踏みにじる暴挙です。

そもそも、法的にも発生者の民間人4人が負担すべき処理費用を柏市が負担をすることになれば、柏市内の土壌汚染の全てについて、「取ってつけた公益性」で今後も際限ない費用負担を柏市が税金で支出しなくてはなりません。

これでは国際的な合意事項である汚染者負担原則 (polluter-pays principle 略称PPP) にも違反します。

PDFは全部で10枚ですが、参考にしてください。

2010年12月4日
吉川ひろし (千葉県議)